

2019 年度 予算編成と行財政運営に ついての申し入れ



2018年 11 月 21 日 市長に提出

日本共産党静岡市議会議員団

目 次

2019 年度予算編成と行財政運営についての申し入れ	1
重点要望	2
＜各局個別要望＞	
総務局	3
企画局	5
財政局	6
市民局	8
観光交流文化局	9
環境局	11
保健福祉長寿局	12
子ども未来局	15
経済局	17
都市局	19
建設局.....	21
消防局.....	22
上下水道局.....	23
教育局.....	24
2018 年度 「予算編成と行財政運営についての申し入れ」	27
についての回答	

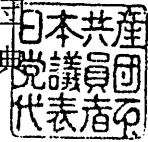
2018年11月21日

静岡市長

田 辺 信 宏 様

日本共産党静岡市議会議員団

団長 内田 隆典



2019年度 予算編成と行財政運営についての申し入れ

日頃より、静岡市民の安心安全、地域経済の活性化、少子化対策をはじめ市政発展のため尽力されていることに敬意を表します。

今年は、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨さらには台風などにより全国各地で大きな被害が生じました。

このうち9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、全道が停電する事態が発生し、原発を中心とした大規模集中型のエネルギー政策の災害に対する脆弱性が露呈しました。地震、津波による福島第一原発事故に加え、今回の事態はあらためて原発再稼働をすすめる政府の姿勢の危険性を浮き彫りにしました。

しかも、自然災害への政府の対応は極めて不十分で、依然として軍備増強や大型開発優先の政治をすすめています。直ちに国民のいのちを最優先とする政治への転換がもとめられます。

さらに、安倍首相は、国民の願ってもいない憲法9条を中心に、自分の任期中の改憲を所信表明演説等で呼びかけました。憲法順守義務に背く首相には、憲法改正を語る資格はありません。

また、経済問題では、来年10月からの消費税増税を宣言しました。2014年の増税の際には、家計消費は大きく落ち込み深刻な消費不況を招きました。再び暮らしと日本経済に致命的ダメージを与える増税は中止すべきです。

国の悪政から住民の命と暮らしを守る防波堤となって、福祉の増進を図る地方自治体の責務が鋭く問われています。

私たち日本共産党静岡市議会議員団は、国民の声を無視する安倍暴走政治と真正面から対決し、市民の利益と地域経済を守り発展させるため全力を尽くす決意です。

ここに、切実な市民要求に基づき「2019年度予算編成と行財政運営についての申し入れ」（別添）を提出しますので、予算編成作業において実現を図るよう要請します。

2019 年度予算編成と行財政運営についての申し入れ

《重点要望》

- 1 災害の危険から市民の命を守る抜本的対策を行うこと。
- 2 国民健康保険料を大幅に引き下げること。特に子どもの均等割は減免制度を創設すること。
- 3 清水庁舎及び桜ヶ丘病院の移転は津波浸水想定区域に行わないこと。
- 4 清水区の生涯学習交流館の利用料については、これまでの利用者団体の活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。
- 5 すべての小中学校普通教室へのエアコン設置及びトイレの洋式化を早急にすすめ、学校給食は無償化（当面半額）すること。
- 6 小中一貫教育について、市民の理解が進んでいない現状では強行しないこと。
- 7 市立認定こども園の民営化・統廃合、市営住宅の削減計画を撤回すること。
- 8 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる、公契約条例を制定すること。
- 9 バス路線の拡充など、住民の足を守る公共交通政策を推進すること。
- 10 憲法を改悪しないこと、安保法制廃止、消費税 10%増税中止、浜岡原発は再稼働せず廃炉、リニア中央新幹線建設中止を国にもとめること。

総務局

1 区役所の権限充実について

- ① 区長が区独自予算の編成や執行ができるよう権限を拡充すること。
- ② 区民が区の事業と予算を提案できるようにするなど、区民の身近な区役所とすること。

2 職員の適正配置について

- ① 職員適正配置計画は抜本的に見直し、職員削減は中止し、正規職員を増員すること。また、非常勤職員を正規職員化すること。
- ② 成績主義にもとづく人事評価制度は、公務の職場になじまず行わないこと。
- ③ 職場の安全衛生と職員の健康管理対策を推進すること。
- ④ 2020年度から適用される会計年度任用職員について、賃金労働条件は正規職員並みとすること。

3 地方自治の確立について

- ① 市政の自主性を確保するために、国・県からの副市長、局長など天下り人事を行わないこと。
- ② 特別自治市構想は、再検討すること。
- ③ 立憲主義を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。

4 マイナンバー制度について

- ① マイナンバー制度は、地方自治体に押し付けないよう国に申し入れること。
- ② 市として独自に利用範囲を拡大しないこと。

5 まちづくりについて

- ① まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。
- ② 重要な施策の決定は住民投票制とすること。
- ③ 各種審議会への女性の参加率は50%をめざすこと。市民公募枠を拡大し、多様な意見が反映されるようにすること。

6 浜岡原発について

- ① 浜岡原発は廃炉にするよう中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
- ② 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
- ③ 地域防災計画に原子力防災編を位置づけて作成すること。
- ④ 避難計画を作成し訓練を実施すること。

7 南海トラフ巨大地震対策について

- ① 南海トラフ巨大地震対策は、県第4次被害想定にもとづき具体化すること。
- ② 高齢者・独居者・障がい者のひとたちを災害から守るための対策を万全にすすめること。
- ③ 避難所となる体育館等への空調設備の完備、バリアフリー化を推進すること。

8 災害対策について

- ① ハザードマップに沿った災害対策を早急にすすめること。
- ② 河川敷が避難地になっているところは国との協議をすすめ、堤防へスロープを設置し、階段に手すりをつけること。
- ③ 避難所としてふさわしくない場所については見直しをすすめ、避難所の充実をすすめること。

9 平和行政について

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増を図ること。
- ② 非核平和都市条例を制定すること。

10 国民保護計画は憲法違反であり、やめること。

11 自衛隊員の募集は憲法違反であり、やめること。

12 安保法制（戦争法）・共謀罪・秘密保護法は憲法違反であり廃止を国にもとめること。

企画局

1 公の施設の管理について

- ① 公の施設は直営を堅持すること。
- ② アセットマネジメント基本方針にもとづく、公共建築物の床総面積一律20%削減を見直すこと。施設のあり方は、住民の中で議論し合意をすすめること。

2 静岡市民文化会館の再整備について、ホールは、これまで培ってきた文化の拠点として、市民が利用しやすく演劇鑑賞などに適した十分なスペースを確保すること。

3 清水庁舎移転は、津波浸水想定区域に行わないこと。

4 リニア中央新幹線建設中止を国にもとめること。

財政局

- 1 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる、公契約条例を制定すること。
- 2 公平・公正な入札執行について
 - ① 評価基準は公平・公正かつ客観的、合理的なものとし、情報公開をさらにすすめること。
 - ② 分離・分割発注の基準を設定し、地元の中小業者へ発注量を拡大すること。
 - ③ 入札参加資格要件において、「市税完納」を「分納証明書」提出でも申請を受け付けるよう弾力的に対応すること。
 - ④ 予定価格を事前公表して競争を透明なものにすること。
- 3 行財政改革は、市民の利益最優先の立場を堅持すること。
- 4 消費税は、低所得者ほど重い負担となる不公平税制であり、市財政にも多大な影響を与えているので、増税は中止するよう国にもとめること。
- 5 大企業へ法人市民税の超過課税を行うこと。
- 6 地方交付税について
 - ① 地方交付税率の引上げ、税財源の地方移譲などを国に働きかけること。
 - ② 交付税算定における「トップランナー方式」をやめるよう国にもとめること。
- 7 市民税について
 - ① 市民税の減免制度の周知徹底を行うこと。
 - ② 換価の猶予の申請制度を周知して、市民が活用しやすくすること。
 - ③ 固定資産税は、収益還元方式に改めるとともに、地価の下落を反映させるものに改めるよう国にもとめること。
 - ④ 都市計画税を値下げすること。
 - ⑤ 市税収納対策は、納税者の生活実態を最大限配慮し、高圧的な督促や差押えを行わないこと。

⑥ 差押えの執行は納税者保護を原則とし、一律機械的に行わないこと。

8 消費税 10%への増税を中止するよう国に申し入れること。

市民局

1 有料化した斎場使用料を無料に戻すこと。

2 男女共同参画について

- ① 静岡市男女共同参画行動計画の中間見直しにあたっては、男女平等の理念に立ち市民の意見を反映させ、市民意識調査の結果を踏まえ目標値の確実な達成を図ること。
- ② 審議会の女性登用率を当面 50%に引き上げること。

3 LGBT について

- ① 関係者の意見、要望を聞く機会を増やすこと。
- ② 市民の理解を深めるための啓発活動を一層すすめること。
- ③ 相談窓口は各区役所に設けること。

4 生涯学習施設について

- ① 生涯学習センター及び交流館は、アセットマネジメントの対象にせず、各地に整備する計画をすすめること。
- ② 清水区の生涯学習交流館の利用料については、これまでの利用者団体の活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。

観光交流文化局

1 観光交流について

- ① 地域資源を生かした市内周遊観光、滞在型・体験型観光対策を一層強化すること。
- ② 清水港に寄港するクルーズ船の乗客が、市内を回遊する誘導策を拡充すること。

2 文化施設について

- ① 歴史文化施設は、平和資料館としての役割も持たせ、不戦・平和のメッセージを発信するものとする。
- ② 文化施設の利用料金は引き下げる。特に清水マリナートの利用料金は高すぎるため事業者に見直しをもとめる。

3 歴史文化財保護について

- ① 文化財の保護は、指定文化財そのものだけでなく、保管している建物の耐震や防犯対策も一体のものとして行う。
- ② 地域にある文化財の保護は、本市の大切な地域資源として、地域住民任せにせず、市は人的にも財政的にも積極的に関与すること。

4 登山者等の安全について

- ① 南アルプスなど、登山道の案内板を整備すること。
- ② 環境保全、登山者の利便性向上となるトイレの適切な設置をさらにすすめる。
- ③ 登山道やハイキングコースの安全確保のため、危険箇所情報の共有化を図り、整備をすすめる。

5 スポーツの振興について

- ① 安倍川スポーツ広場に隣接して、水道、水洗トイレ、更衣室、シャワー室などの設置をすすめる。
- ② スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備を図ること。
- ③ 障がい者や高齢者等も利用しやすいように、各施設のバリアフリー化をさらにすすめる。
- ④ スポーツ施設等の利用料金は引き下げる。

- 6 ホビーショーや清水みなとまつり等に自衛隊を参加させないように、実行委員会などに要請すること。

環境局

1 市民の環境を守る環境対策について

- ① 静岡市における地球温暖化ガス排出削減目標は、2015年パリ協定にもとづき再検討し、削減計画を積極的にすすめること。
- ② 静岡市の特性を生かした太陽光、風力・中小水力など再生エネルギー普及は、積極的数値目標をたて、企業・市民の協力を得て計画的にすすめること。

2 ごみ減量について

- ① ごみ収集における家庭ごみの減量は、分別・資源化の強化で行うこと。
- ② 本市におけるゴミ減量の目標として、2019年度末までに可燃ごみ中の紙類、生ごみ、プラスチック類をそれぞれ半減させるように、市民・事業者の理解と協力を得て取り組むこと。
- ③ 事業系ゴミ処理手数料・有料ごみ袋、また、し尿汲み取り料の値上げをしないこと。
- ④ 不燃ごみの収集は、ステーション方式と併用すること。
- ⑤ 拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルをすすめ、再利用の徹底を国にもとめること。

3 清掃工場について

- ① 直接溶融炉の運転・管理にあたっては、安全性を最優先にし、運転データ・ランニングコスト、環境に関するデータなどを公表・周知すること。
- ② スラグの公共事業や肥料への活用は慎重に行うこと。活用後の影響結果測定を定期的に実施し公表すること。

保健福祉長寿局

1 住民の福祉、医療を最優先にする立場で、民生関連予算を大幅に増やすこと。

2 国民健康保険について

- ① 高すぎる国民健康保険料を引き下げするため、基金を有効に活用するとともに一般会計からの法定外繰入れを行うこと。
- ② 保険料算定から平等割をなくし、子どもの均等割の減免制度を創設すること。
- ③ 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市民の負担増につながる制度の問題点を国、県に指摘し、負担軽減に努めること。
- ④ 国民健康保険会計への国庫負担を、全国知事会の要望である1兆円規模に増額し、均等割、平等割を保険料の算定から外すよう国に要請し、県単独交付金の復活にむけ、県に働きかけること。
- ⑤ 国民健康保険料の申請減免条件を緩和すること。
- ⑥ 国からの財政支援を活用し、法定軽減を拡充すること。
- ⑦ 滞納世帯に対する強権的納付折衝を改め、暮らし再建を優先させること。
- ⑧ 国民健康保険法第44条の窓口一部負担金減免制度、保険料徴収猶予制度は、市民への周知を積極的にすすめること。

3 生活保護について

- ① 生活保護基準の改悪をやめ、廃止された「老齢加算」や減額された「住宅扶助」を元に戻し、「夏季加算」を加えるよう、国に働きかけること。
- ② 扶養義務者からの源泉徴収票提示を保護の条件として強要しないこと。
- ③ 医療費を一部自己負担とする政令市長会の要請は撤回に向け働きかけること。
- ④ 生活困窮者のサポート体制を抜本強化するため、正規職員を増員すること。

4 介護保険について

- ① 介護保険の認定軽度者の保険はずし、要介護1・2の利用料負担増撤回を国に要請すること。
- ② 介護保険への国庫負担割合を増やし、利用料2割・3割負担は撤回するよう、国に強くもとめること。

- ③ 介護認定申請権を保障すること。
- ④ 要支援者への訪問介護、通所介護の保険適用をするよう国に働きかけること。
- ⑤ 認定の軽度化や対象外などで介護保険サービスを利用できない高齢者のための福祉事業を充実させること。
- ⑥ 「福祉オンブズパーソン」制度をつくること。
- ⑦ 地域包括支援センターの役割が果たせるよう職員をさらに増員し、市が基幹センターの責務をしっかりと担うこと。
- ⑧ 特養入所を「要介護度3」以上に限定しないこと。併せて、待機者への特別支援策に取り組むこと。

5 高齢者福祉について

- ① 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年70才以上すべてのお年寄りに支給し、増額すること。
- ② 高齢者のためのことぶき乗車券の支給を復活させること。敬老パスは65歳から対象とすること。

6 障がい者福祉について

- ① 障がい者手帳がなくても、「障がい者に準ずる」要介護認定者については、障害者控除が適用できるよう、すみやかに認定書を交付すること。
- ② 障がい者自立支援法を廃止し、発達障がいや難病対策を含めた総合的な施策を推進するよう国に働きかけること。
- ③ 保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。
- ④ 障がい者施設の人材確保に市として直接支援をすること。

7 高齢者医療制度について

- ① 75歳以上の医療費は無料とするよう国に働きかけること。
- ② 70歳から74歳の医療費窓口負担を一割に戻すよう国に働きかけること。

8 成年後見制度利用にあたり、市民の負担軽減を実施すること。

9 65才以上のインフルエンザワクチン接種への助成を拡充すること。

10 難病対策施策について

- ① 市独自の難病対策施策を確立し、相談支援センターの体制を充実させること。
- ② 難病ケアシステムの構築にあたっては、患者団体の参加で早期にすすめること。
- ③ 患者団体への補助を制度化し、医療費の自己負担を軽減すること。

11 桜ヶ丘病院の移転は、津波浸水想定区域に行わないこと。

12 脳せき髄液減少症について

- ① 市民への情報提供、相談活動に努めること。
- ② 市独自の医療費助成をすすめること。
- ③ 病気の解明をすすめ、支援の対象を拡大するよう国にもとめること。

13 飼い主のいない猫の避妊手術補助金を増額すること。

14 市立清水病院について

- ① 地域医療の中核病院の役割を果たせるよう、医師、看護師、その他の医療従事者を充実させること。
- ② 病床削減をしないこと。
- ③ 医療従事者の労働条件の改善を図ること。

子ども未来局

- 1 公的責任の後退につながる市立認定こども園の民営化・統廃合計画は撤回すること。
- 2 子育て支援新制度のもと、施設の設置基準、職員の配置基準を引き上げ、市立認定こども園において保育、幼児教育に対する公的責任を明確にすること。
- 3 営利企業の保育参入には、慎重に対応すること。
- 4 保育所待機児童の早期解消のため、認可保育所を増設し、年度途中でも入所希望に対応できるようにすること。また、兄弟姉妹の同一園への入園について十分配慮すること。
- 5 保育士処遇改善について
 - ① 必要な保育士確保と助成制度を拡充すること。
 - ② 私立保育所職員給与の大幅改善を図り、公私格差是正をさらに拡充すること。
- 6 保育料について
 - ① 保育料軽減の拡充を図ること。
 - ② 幼児教育・保育の無償化に向け、自治体の負担軽減を国に要請すること。
- 7 私立保育所への耐震補強・補修などへの補助を拡大すること。
- 8 認可外保育所に対する補助金を増額すること。
- 9 児童館は、小学校区ごとに設置すること。
- 10 放課後児童クラブについて
 - ① 希望するすべての児童が入所できるように施設の増設を図ること。
 - ② 支援員を正規職員として処遇改善すること。

- ③ 支援員や保護者の要望に応じ、施設の改善を図ること。
- ④ 放課後子ども教室に安易に融合させず、放課後児童クラブの位置づけを明確にすること。
- ⑤ 民間放課後児童クラブ（企業除く）の補助を増額すること。

11 児童相談所の専門職員増員と経験の継承をはかり、子どもを守る体制を強化すること。里親支援センターに財政支援を行うこと。

12 子どもの貧困対策について

- ① 子どもの貧困対策を実効ある計画とし、子ども食堂、居場所づくりなどで活動する民間団体を財政支援すること。
- ② 子どもの貧困対策を所管する組織を確立すること。

13 子ども医療費助成について

- ① 18歳年齢まで入通院とも完全無料とすること。
- ② 県の補助金増額、国の制度化へそれぞれ働きかけること。入院時食事療養費の自己負担も助成の対象とすること。

経済局

【商工部】

1 地域経済の振興について

- ① 一般会計比率で1%台の商工費を大幅に増額すること。
- ② 中小企業振興基本条例に、定期的な悉皆調査や施策を検討する審議会、地域資源の利活用を謳い、活用すること。
- ③ 小規模企業振興基本法にもとづき、小規模企業振興基本計画を策定して、地場産業を守り地域経済を振興すること。
- ④ 伝統工芸を守るため、生活保障などの施策を講じて後継者を育成し、技術の継承に取り組むこと。
- ⑤ 地場産業を守り、振興するため、事業環境の整備、販路拡大等を一層強めること。

2 中小業者や商店などの支援について

- ① 住宅リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度を創設し、中小業者の仕事づくりをすすめること。
- ② 高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。
- ③ 空き店舗対策などを強化し、住民が集う商店街づくりをすすめること。
- ④ 事業者からの相談を待つのではなく、市が積極的に出向く「御用聞き型」の相談活動を推進すること。

3 制度融資の拡充について

- ① 市の制度融資において、貸付限度額の拡大、据え置きや返済期間の延長、利子補給の拡大及び保証料への全額補助などを行うこと。
- ② 制度融資における「市税完納要件」について、「分納証明書」の提出があれば要件を満たすなど、弾力的な対応をすること。
- ③ 信用保証制度において、金融機関の部分保証拡大の動きに対し、国に反対を表明すること。

【農林水産部】

1 農業の振興について

- ① 農業は地域経済を支える基幹産業と位置付け、6次産業化の推進など振興策を抜本的に強化すること。
- ② 若年就労者の育成、後継者づくりにつながる農地全体を対象にした基盤整備事業をすすめ、地元負担金をなくすこと。
- ③ 耕作放棄地再生利用緊急対策事業費を増額すること。
- ④ 有害鳥獣対策事業を拡充し、防除柵や箱罌への助成額を増額すること。また、防除柵設置補助金は再利用までの経過期間（5年）を短縮すること。
- ⑤ TPP11や、日米FTAは締結しないように国にもとめること。

2 林業の振興について

- ① 公共施設の木質化など、地場産材の利活用を一層すすめること。
- ② 「柱・土台100本プレゼント」事業は経済波及効果が高く、今後も継続、拡充すること。
- ③ 木材や間伐材の切り出しコストの低減となる林道の整備を、より一層すすめること。

3 水産業の振興について

- ① 信用漁業協同組合が行う運転資金の融資に対して利子補給するなど、利率の軽減を行うこと。
- ② しずまえのブランド化をさらにすすめ、水産業の振興を図ること。

都市局

1 公共交通の整備について

- ① バス路線は、市民要求にそって、路線の維持、休止路線の復活を事業者にもとめること。
- ② 従来のバス路線廃止区域や高台・中山間地など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスをすすめること。
- ③ しずてつジャストラインにバス停附近に駐輪場の確保、拡充と、バス停の雨よけ、日よけ対策をもとめること。
- ④ 静鉄電車各駅へのスロープ設置などバリアフリー化促進を静鉄にもとめること。
- ⑤ 各駅に駐輪場をつくるようもとめること。

2 市営住宅の拡充整備について

- ① アセットマネジメント計画による市営住宅の削減は、実態に合わせ見直すこと。
- ② 市営住宅のバリアフリー化をすすめること。
- ③ 子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者の入居対策を早期にすすめ家賃減免制度を拡充すること。

3 民間賃貸住宅の家賃補助を創設すること。

4 個人木造住宅の耐震診断、耐震補強工事への助成制度を拡充すること。

5 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

6 ブロック塀の撤去、改善事業の拡充と周知を行うこと。

7 公園整備について、全国、政令市平均に比べ、少ない都市公園の整備を着実にすすめること。

8 日本平公園整備事業は、名勝地にふさわしい自然を活かした公園として見直し、事業計画を縮減すること。

- 9 建築基準法にもとづく建築確認は行政が責任をもつ体制とすること。
- 10 マンション建設にかかる紛争防止条例を周辺住民の生活に支障を与えないことを優先する内容に改正し、福祉施設の近隣に建設する場合は制限を設けること。
- 11 開設される（仮称）東静岡スマートインターチェンジ整備についてはアクセス道路の整備を早急にすすめること。
- 12 大谷、小鹿のまちづくり計画について
- ① 企業誘致は、雇用拡大に結びつくものを重視すること。
 - ② 区画整理事業は関係者の意見を尊重しすすめること。
 - ③ 計画の進捗状況をその都度、市民に公開しすすめること。
- 13 草薙駅周辺整備事業については、地元住民、近隣教育機関の要望を取り入れ安全で使いやすいものとなるようすすめること。

建設局

- 1 国直轄道路負担金及び県事業負担金は、廃止するよう国・県に働きかけること。
- 2 歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。
- 3 自転車道の整備を計画的にすすめること。
- 4 通学路の安全対策をすすめること。
- 5 巨大地震に備えて、早期にインフラ総点検を実施し、耐震化・液状化対策を講じること。
- 6 東町大岩線、日の出高松線の事業推進にあたっては、住民合意ですすめること。
- 7 急傾斜地崩壊対策、海岸保全については、国・県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。
- 8 巴川総合治水対策において、麻機遊水地第三工区、大谷放水路改修の早期実現を国に強く要望すること。
- 9 都市計画道路整備の見直しをさらにすすめ、生活に密着した道路の整備を優先的に行うこと。

消防局

1 消防力の整備・強化について

- ① 消防力の整備強化につとめ、消防力の基準に見合う職員の増員を図ること。
- ② 消防署・出張所・救急車・消防車などの適正配置に取り組むこと。
- ③ 消防団の定員確保に努め、特に女性消防団員が活動しやすい環境づくりや施設整備をすすめること。
- ④ 消防団への報酬支払い方法は、規定に従い団員への直接支払いとすること。

2 消防広域化については、常に検証を行い、より一層の消防力の向上を実現すること。

上下水道局

- 1 上下水道の市民負担等について、水道料金の値上げを行わないこと。
- 2 滞納対策は相手の状況を十分考慮し、安易な給水停止は行なわないこと。
- 3 下水道供用区域の未接続対策をすすめるためにも、都市計画税と二重徴収である下水道受益者負担金は廃止すること。
- 4 浸水対策プランを早期かつ着実に推進すること。
- 5 南海トラフ巨大地震に備えて、上下水道施設の耐震化を一層すすめること。
- 6 下水道整備見直し区域については、合併処理浄化槽の設置・更新に関して十分な支援を行い普及に努めること。
- 7 水源涵養林の整備・拡大をすすめること。

教育局

1 教育予算増額、どの子にもわかる授業について

- ① 「静岡式 35 人以下学級」を保証するために正規職員を増員配置すること。
- ② 国に定数改善と財源保障をもとめること。
- ③ 教員の時間外勤務の実態を正確に調査し、多忙解消を早急に行うこと。
- ④ いじめ根絶にむけて、学校・地域・家庭の連携を強化すること。
- ⑤ 学力形成に有害な全国学力テストは実施しないこと。また、結果については公表しないこと。
- ⑥ 「目標管理による自己評価」「学校評価システム」の押し付けをしないこと。
- ⑦ 学校司書を 5 学級以下学校も含め、すべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。学校図書購入費を増額すること。
- ⑧ 全小中学校にスクールカウンセラーを配置できるように増員すること。
- ⑨ 教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。歴史をゆがめ侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。
- ⑩ 小中高校での平和教育をいっそうすすめること。児童・生徒の広島・長崎への派遣事業を実施すること。

2 小中一貫教育について

- ① 市民の理解が進んでいない現状では導入を強行しないこと。
- ② 市民の議論をすすめるにあたっては、メリットのみを強調するのではなく問題点や課題も提示し、客観的な検討が行えるようにすること。

3 特別支援教育について

- ① 特別支援学級の単位は 6 人とすること。
- ② 特別支援教育支援員は必要な人員を確保するとともに、実態に即した配置を行うこと。
- ③ 中学校区単位に通級指導教室を設けること。

4 安心・安全の教育環境の確保について

- ① 全小中学校の普通教室へのエアコン設置は 3 年計画を前倒しし、すすめること。
- ② 全小中学校のトイレの洋式化は計画を大幅に早めること。

- ③ 老朽化した校舎、体育館等の改築を計画的にすすめること。
- ④ 学校用務員を、全校に配置すること。
- ⑤ ブロック塀など通学路の安全対策をP T A、自治会の協力も得てすすめること。
- ⑥ 中山間地通学路の安全確保と通学費用の負担軽減をすすめること。
- ⑦ 武道の必修化において、事故を絶対生まないように専門知識のある指導者を配置すること。脳せき髄液減少症の初期対応の研修を徹底すること。

5 教育費の保護者負担軽減について

- ① 就学援助制度は、教育委員会への直接申請も認め、適用基準は生活保護基準の1.5倍へ拡充すること。制度周知を徹底、支給項目を拡充すること。制度の拡充を国にもとめること。
- ② 生活保護基準引き下げを就学援助（新規申込者を含む）に連動させないこと。
- ③ 給付型奨学金制度について、大幅増額と対象の拡大を図ること。そのために篤志家による資金だけでなく市の制度として創設すること。あわせて、政府が示している対象・金額を抜本的に改善するよう国にもとめること。

6 学校給食について

- ① 学校給食費の無償化（当面半額）をすすめること。
- ② 大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式にきりかえること。
- ③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持するとともに、学校調理施設は更新整備していくこと。
- ④ 共同献立一括購入をやめ、地元の食材購入を拡大し、安全性のチェックを強化すること。
- ⑤ 調理員の処遇改善を図るとともに、原則として正規職員とすること。

7 市立図書館について

- ① 市立図書館司書は正規職員とし、非常勤司書の待遇改善を図ること。
- ② 学校図書と図書館の連携をさらに強めること。

「2018 年度

予算編成と行財政運営に

についての申し入れ」

に対する主な回答

(昨年の申し入れに対する回答です)

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
1	区役所の権限充実について 区長が区独自予算の編成や執行ができるよう権限を拡充すること。	本市においては、本庁が全市的な政策立案や専門的知識・技術を要する業務を、区役所が市民の日常生活に密着した窓口サービスの提供と区民意見の聴取、地域におけるまちづくりの推進を担っています。 この原則に基づき、窓口サービスについては、効率的で質の高いサービスを3区平等に提供する観点から、本庁による全市的な視点での業務の総括が必要であると考えます。 各区においては独自予算である区の魅力づくり事業予算及び環境整備費を活用し、区民交流や区のPR等の推進と、区役所のレイアウト改善や人材育成などの区役所サービス向上に努めていきます。	総務局	総務課
2	職員の適正配置について 職員適正配置計画は抜本的に見直し、職員削減は中止し、正規職員を増員すること。	定員管理については、職員を減らすことを目的とするのではなく、事務事業の見直しや、ごみ収集業務の委託化、文化施設における指定管理者制度の活用などによって生み出された人員を新たな行政サービスや権限移譲に伴う需要に再配分するなど、人員の効果的、効率的な配置を行うことを目的としています。 限られた財源のもと、職員という貴重な経営資源を最大限に活用するためには、引き続き適正な職員配置を目的とする定員管理は必要であると考えます。	総務局	総務課
3	地方自治の確立について 立憲主義を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。	本市の職員研修は、「今後、更に求められる地域の自主性、自立性に応え、新公共経営の考え方に基づく効果的、効率的な行政運営を可能とする組織を構築していくため、『使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員』を育成する。」を目的とする静岡市人材育成ビジョンに基づき実施していますが、その時そのときの人材育成に関する新たな課題にも目を向けながら、カリキュラムやプログラムについて常にブラッシュアップを図っています。 今後も、この基本的な考え方の下、「使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員の育成」に取り組んでいきます。	総務局	人事課
4	まちづくりについて ①各種審議会への女性の参加率は50%をめざすこと。 ②市民公募枠を拡大し、多様な意見が反映されるようにすること。	①国においては、平成15年6月、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。本市においても、平成27年3月に策定した「第3次静岡市男女共同参画行動計画」において、「政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進」を重点目標のひとつに位置づけ、市の審議会等における女性委員の登用率を、国の目標を上回る40%（平成34年度まで）という高い目標を設定しています。審議会等を所管する各課に対しては、女性委員の登用を呼びかけ、目標達成に努めているところです。 ②各種審議会は、専門家、関係団体、市民等からの意見聴取及び市政への反映を目的に設置しています。静岡市では、法令により委員の構成が限定されている場合等を除き、20%以上という市民の公募枠を設け、積極的な市民参画の推進に努めており、今後も引き続き、多様な意見の反映に努めていきます。	①市民局 ②総務局	①男女参画・多文化共生課 ②総務課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
5	南海トラフ巨大地震対策について 正確な津波予測の情報を市民に周知徹底すること。	想定される南海トラフ巨大地震や津波の正確な予測は難しいことから、最大クラスの被害想定（第4次地震被害想定）に基づき、本市の津波対策は実施されています。また、地域の声を聴きながら津波避難ビルの追加指定を進めています。	総務局	危機管理課
6	災害対策について ハザードマップに沿った災害対策を早急にすすめること。	平成28・29年度にハザードマップを作成した安倍川・藁科川、富士川については、自治会への説明や出前講座での啓発のほか、市民40万人を対象とした情報伝達訓練や、こども園・地域住民と連携した実動の避難訓練に取り組みました。 平成30年度は、新たに巴川・長尾川のハザードマップを作成し、丁寧に地元説明するほか、避難行動が困難な要配慮者利用施設の避難計画作成や訓練への取組みを支援していきます。	総務局	危機管理課
7	公の施設の管理について 指定管理者制度、PFIについては安全性やサービス向上などの視点でこれまでの状況を検証すること。また指定管理者等の保有する情報については公文書と同等の扱いとすること。	指定管理者制度及びPFIに関しては、毎年度行っている年度評価とモニタリング調査の中で、利用者満足度、危機管理対応などを検証しております。 また、指定管理者が保有する情報については、現在、指定管理者に市の制度に準じて適切な情報公開に努めるよう仕様書に示したうえで対応しております。	総務局 企画局	総務課 アセットマネジメント 推進課
8	公平・公正な入札執行について 入札参加資格要件において、「市税完納」を「分納証明書」提出でも申請を受け付けるよう弾力的に対応すること。	市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことを入札参加資格要件として定めています。契約相手方に対しては、契約内容の確実な履行や社会的信用を求めるため、必要な要件だと考えています。	財政局	契約課
9	市民税について ① 市民税の減免制度の周知徹底を行うこと。	窓口相談の充実に加え、他の税目と同様に静岡市ホームページに掲載する予定です。	財政局	市民税課
10	② 換価の猶予の申請制度を周知して、市民が活用しやすくすること。	静岡市ホームページに「市税の猶予制度」のメニューを作成し、市民向けの猶予制度の案内を掲載しました。	財政局	滞納対策課
11	斎場・墓地について 市営墓地の整備、増設を促進し、特に清水区に新たに市営墓地の整備を行うこと。	近年、市民からは継続的な費用負担や墓地の承継問題を将来の不安としてあげる声が増えており、永続的な管理や費用負担を前提としない比較的安全な合葬方式の施設の需要が増加しています。 当課では愛宕霊堂（納骨堂）を増築し、合葬方式による納骨利用の拡大を図っているところで、現状では新たな市営墓地の整備は慎重に行う必要があると考えております。	市民局	戸籍管理課
12	男女共同参画について 男女平等の理念に立った実効性ある施策をすすめ、男女平等の社会・地域・職場での取り組みを抜本的に強めること。	本年度は平成27年3月に策定した「第3次静岡市男女共同参画行動計画（H27年度～H34年度）」の中間見直しにあたり、LGBT等性的マイノリティ、女性視点の防災対策等への対応やSDGsの達成への寄与などの新たな課題も踏まえたうえで、市民意識調査及び女性の労働実態調査を実施し、前期の事業効果等を検証し、必要に応じ計画の見直しを行います。本市における男女共同参画推進への一層の取組を強めてまいります。	市民局	男女参画・多文化共生課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
13	LGBTに関し、関係者の要望を聞くとともに、相談窓口を設けること。	平成29年度には、当事者を含む支援団体への意見聴取を行いました。本年度は、他都市の取組調査を実施する予定です。 なお、本年度は平成27年3月に策定した「第3次静岡市男女共同参画行動計画（H27年度～H34年度）」の中間見直しにあたり、静岡市男女共同参画審議会においても、LGBT等を含む性的マイノリティについて、既に検討しており、必要に応じ計画の見直しを行う予定です。 相談窓口の設置についても、併せて検討してまいります。	市民局	男女参画・多文化共生課
14	観光交流について 地域資源を生かした市内周遊観光、滞在型観光対策を確立・強化すること。	おんぼく手法を活用した本市ならではの体験・交流型プログラムの造成、及び市内の周遊を促進するツールの開発・商品化をすすめ、JR全社と静岡県が実施する大型観光キャンペーン「ディスティネーションキャンペーン」やDMOの取組に連動させ、観光交流人口の拡大を図ります。	観光交流文化局	観光・国際交流課
15	文化施設について 静岡市民文化会館の再整備は、アリーナ構想はやめて、一般市民が利用しやすいものとし、演劇鑑賞などに適したホールを設置すること。	2018年度は、ホールとアリーナの複合化を念頭に「周辺施設との連携」「歩道や車道の環境整備」「景観デザインへの配慮」などを整理し、歴史文化の拠点づくりの一翼を担う当該計画地の「あるべき姿」を示した整備方針を策定してまいります。	企画局	アセットマネジメント推進課
16	スポーツの振興について 障がい者や高齢者等も安心してスポーツができるように、各施設のバリアフリー化をさらにすすめること。	利用者のニーズに合わせて順次、施設のバリアフリー化を進めていきます。	観光交流文化局	スポーツ振興課
17	ホビーショーや清水みなとまつり等に自衛隊を参加させないようもとめること。	①（ホビーショー） 主催者から、模型製品の精緻さを全国・世界から集まった多数の来場者にPRするため自衛隊車両の展示などを行っているとの聞いています。なお、要望内容については、主催者にお伝えしています。 ②（清水みなと祭り） 清水みなと祭りへの自衛隊参加は、市民の皆さまに平和や災害時の対応、特に防災意識を高める場にして欲しいとの思いから祭り発足当初より実施されており、市としては実行委員会が自主的に行う事業であることから尊重したいと考えております。	①経済局 ②観光交流文化局	①産業振興課 ②まちは劇場推進課
18	歴史文化施設に平和資料館を位置づけ、展示室や資料保管スペースを確保すること。	歴史文化施設では、限られたスペースを有効に活用するため、静岡の特徴である徳川家康公、今川氏、東海道を中心に展示を行っていく計画となっています。 通史に係るこの他の展示については、常設では難しいため、地域学習展示室での企画展等で取り扱っていく予定です。 資料についても上記3つのテーマに関係するものを中心に収集・保管していく方針です。	観光交流文化局	歴史文化課
19	市民の環境を守る環境対策について リニア中央新幹線建設は工事をやめ、建設計画の是非について検証し、中止を国・JRにもとめること。	今後、事業者から示される工事計画内容に対し、専門家の意見を求めるなど十分精査したうえで、環境保全のための協議を行っていきます。	環境局	環境創造課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
20	ごみ減量について 本市におけるゴミ減量の目標として、2019年度までに可燃ごみ中の紙類、生ごみ、プラスチック類をそれぞれ半減させるように取り組み、市民・事業者に理解と協力をもとめること。	ごみ減量化の取組は、静岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本施策に基づき実施しています。この計画で設定した、「一人1日あたりごみ総排出量の減量化」の目標達成に向け、総排出量は順調に推移していますが、更なるごみの減量化を目指し、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量施策を推進していきます。	環境局	ごみ減量推進課
21	清掃工場について スラグの活用方法を見直し、公共事業や肥料に安易に使用しないこと。使用した場所の環境測定を定期的実施すること。	溶融スラグの公共利用にあたっては、国が示した「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」に基づき、用途に応じた目標基準（日本工業規格（JIS規格）と同レベル）に適合するものを使用しています。 また、肥料としての利用については、平成29年3月に肥料取締法に基づく肥料として仮登録され、現在、農協の協力のもと、市場調査を実施しているところです。	環境局	ごみ減量推進課
22	生活保護について ①扶養義務者からの援助の可否を保護の条件として強要しないこと。	生活保護法第4条第2項に「扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものとする。」と規定されていることから、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査することとなっています。 ただし、当該扶養義務者が、生活保護受給者や福祉施設入所者である場合、また、生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者やDV等で自立を阻害すると認められる者等である場合については、調査をしないこととしています。	保健福祉長寿局	福祉総務課
23	②就労支援は、本人の置かれた実情を十分勘案し、強制しないこと。	生活保護法第4条第1項に「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することが規定されていることから、就労可能な生活保護受給者に対し就労支援員等による就労支援を実施しています。 特に、就労経験が少ない、就労への自信がない又は生活リズムが乱れている等の就労阻害要因がある者については、就労体験・職業訓練事業により、就労への意欲・自信の向上及び生活リズムの改善を図った上で、就労支援を実施しています。	保健福祉長寿局	福祉総務課
24	介護保険について ①介護保険料の減免制度を周知徹底すること。	減免は被保険者ごとの状況に応じて判断するため、介護保険課や各区高齢介護課で行う納付相談において、丁寧な説明に努めております。	保健福祉長寿局	介護保険課
25	②地域包括支援センターの実態を把握し、市が基幹センターの役割を果たし体制拡充のため人員増をはかること。	地域包括支援センターの業務実態の把握を目的として、平成27年度に地域包括支援センターの今後のあり方に関する調査研究事業を実施しました。調査結果を踏まえ、運営協議会等において日常生活圏域の見直しについて協議を行い、平成30年度より日常生活圏域を再編・分割し、大規模な圏域の適正規模化を図りました。 その結果、新たに5つの地域包括支援センターを設置し、10人の職員を増員しています。 また、平成29年度に小規模センター以外の21センターへ追加配置した職員について、平成30年度以降も継続して配置していきます。 さらに、平成30年度より、地域包括支援センターの後方支援やセンター間の総合調整などの機能を持ち、統括する機関を市の直営機関として設置しました。	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進本部

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
26	高齢者福祉について ①高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年70才以上すべてのお年寄りに支給し、増額すること。	敬老祝い金については、高齢者の増加や平均寿命の延伸に伴う経費の増大に対応するため、平成28年度の制度の見直しにおいて、77歳（喜寿）を80歳（傘寿）の祝い引き上げ、99歳（白寿）の祝いを廃止しました。このことから、現状において、敬老祝い金の支給年齢の引き下げや増額は考えておりません。	保健福祉長寿局	高齢者福祉課
27	②高齢者のためのことぶき乗車券の支給を復活させること。敬老パスは65歳から対象とすること。	ことぶき乗車券については、平成18年度まで実施していましたが、利用者間の公平性などに課題があり、また、財源の有効活用の観点から、生きがい対策やS型デイサービス事業の拡大などの高齢者施策に転換された経緯があります。 一方、民間のバス事業者においては、高齢者向けの乗り放題定期券などの制度があり、利用されております。 これらの経緯を踏まえ、民間の取り組みや公共交通ネットワークの状況を注視してまいります。	保健福祉長寿局	高齢者福祉課
28	市立清水病院について ①地域医療の中核病院の役割を果たせるよう、医師、看護師、その他の医療従事者を充実させること。	医師をはじめとする医療職の確保に精力的に取り組んでおり、医療提供体制の検討を行いつつ、年々常勤職員の増員を図っています。	保健福祉長寿局	病院総務課（保健医療課）
29	②病床削減をしないこと。	回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の設置、また平成30年3月のLDR室の開設など医療ニーズに即した病床機能の充実に取り組んでいます。	保健福祉長寿局	病院総務課（保健医療課）
30	③医療従事者の労働条件の改善をはかること。	医療職確保の観点からも、労働条件の向上に取り組んでおり平成30年度は薬剤師の初任給等の改善を図りました。 また、月1回の院内衛生委員会を開催し、労働環境の改善等を協議しています。	保健福祉長寿局	病院総務課
31	保育所待機児童の早期解消のため、認可保育所を増設し、年度途中でも入所希望に対応できるようにすること。また、兄弟姉妹の同一園への入園について十分配慮すること。	平成29年度に1,512人分の保育定員の拡大を行い、平成30年4月1日の待機児童を解消したところですが、年度途中に増加するニーズに対応するため、引き続き施設整備を進め、今年度は301人分の定員を確保する予定です。 兄弟利用については、同一園でないと送迎等が困難となることから、できる限り兄弟が同じ園を利用できるよう従前より利用調整の加点を行っています。平成30年4月入園からはさらなる加点を行い、兄弟が同じ園を利用しやすくなりました。	子ども未来局	子ども未来課 幼保支援課
32	保育料について 保育料軽減の拡充を図り、年少扶養控除を新入園児にも適用すること。	国の経過措置の制度に従い継続児については適用していますが、新入園児については適用する考えはありません。	子ども未来局	幼保支援課
33	私立保育所職員給与の大幅改善を図り、公私格差是正を早急にはかること。	私立保育所等職員の給与水準の改善を行うため、国の公定価格における処遇改善等加算に加え、市単独補助金において給与改善費を助成しています。	子ども未来局	幼保支援課
34	児童館は、小学校区ごとに設置すること。	現在の児童館の整備計画は、小学校区ごとではなく、13館の配置を目標としています。現時点で、11館配置されており、12館目が建設中となっています。	子ども未来局	子ども未来課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
35	子ども医療費助成について 高校卒業まで入通院とも 完全無料とすること。	高校生世代への助成拡大は、現行の子ども医療費助成制度とは一線を画した、新たな政策課題として検討すべきと考えているため、今後、浜松市と連携して県と協議し、拡大実施の可否について検討していく予定です。また、子ども医療費の完全無料化について実施の予定はありません。	子ども未来局	子ども家庭課
36	地域経済の振興について ①中小企業の振興をはかるため、中小企業振興基本条例を制定すること。	平成30年2月議会での答弁のとおり、本年度中の条例の制定を行います。	経済局	産業政策課
37	②地場産業振興のため、市が主導的に販路拡大、後継者育成、営業指導などに取り組むこと。	地場製品の販路拡大のため、市事業として、首都圏（御徒町、新宿）や市内（駅・駿府楽市、松坂屋、特産品まつり）において展示販売会を開催し、本市地場製品のPRを行っております。 後継者育成では、クラフトマンサポート事業や伝統工芸技術の保存講習会を行い、後継者を育成しております。	経済局	産業振興課
38	中小業者の仕事起こしについて 住宅リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度を創設し、中小業者の仕事づくりをすすめること。	住宅リフォーム助成としては、空き家対策として、空き家バンクに登録された物件を購入する際に、改修費用の一部を助成する制度があり、平成30年度より、UIJターン世帯や子育て世帯については、補助額の拡充（70万円→100万円）をしています。 修繕では、建設業許可は必ずしも必要ではないため、建設工事の登録業者でなくても受注することができます。 入札参加者選定基準において、市内業者を最優先に選定することを定めており、修繕においても同様に市内業者への優先発注を行っています。 登録制度の有無に関わらず、地元中小業者の受注機会の確保に努めています。	都市局 財政局 （経済局）	住宅政策課 契約課
39	商店・商店街の振興について ①高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。	高崎市にて実施されている起業者への改修費や備品購入費に対する助成は実施しておりませんが、今後、魅力あふれる個店の成長や地域のにぎわい創出に向けて個店に対する支援策の検討を行ってまいります。	経済局	商業労政課
40	②地域の商業施設を調査し、買物弱者対策を強化すること。	静岡市良好な商業環境の形成に関する条例や指針の運用により、地域特性に見合った商業サービスが健全に発展することを促し、豊かで暮らしやすい商業環境の形成を図るとともに、商店街トータルサポート事業補助金にて、商店街が宅配事業を行う場合にかかる経費への助成を行うことで、買物弱者対策を行っています。	経済局	商業労政課
41	制度融資の拡充について ①市の制度融資において、貸付限度額の拡大、据え置きや返済期間の延長、利子補給の拡大及び保証料への全額補助などを行うこと。	市内の金融機関に対し金融動向に係るヒアリングを行うとともに、景況調査における資金繰り状況調査の実施により、市内企業のニーズ等を把握しており、これらを踏まえ、制度改正を実施しています。	経済局	産業政策課
42	②複数の借り入れを一本化し、新たな融資枠を設ける融資制度を創設すること。	創業資金、小口資金、産業振興資金、経営力強化支援資金において、借入れの一本化ができる制度を設けております。	経済局	産業政策課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
43	③ 制度融資における「市税完納要件」について、「分納証明書」の提出があれば要件を満たすなど、弾力的な対応をすること。	利子補給制度においては、対象者が市税完納という社会的義務を果たしていることが、助成を行うために必要な要件と考えています。	経済局	産業政策課
44	農業の振興について ①耕作放棄地再生利用緊急対策事業費を増額すること。	耕作放棄地再生利用緊急対策事業費（荒廃農地等利活用事業）については、農協でとりまとめたいただいた要望量調査に基づき予算要求しており、30年度予算においても必要額を確保しています。	経済局	農地利用課
45	②農業の若年就労者、後継者対策を強化すること。	新規就農者（新規参入、後継者就農双方可）が活用できる市独自の補助事業である認定農業者等経営基盤強化事業補助金について、生産現場のニーズ及び育成すべき方向性を鑑み、要綱改正を実施し、補助対象となる機械、施設を増やしました。	経済局	農業政策課
46	林業の振興について ①公共施設の木質化など、地場産材を利用したまちづくりをすすめること。	平成29年3月に改訂した静岡市公共建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針に基づき、「オクシズ材利用促進庁内検討会議」を立ち上げ、地場産材（オクシズ材）の利用を庁内関係各課においてすすめています。	都市局 経済局	公共建築課 中山間地振興課
47	②森林育成と林業の仕事起こしとなる、地場産木材を使用する官公需を計画的にすすめること。	30年度、中山間地振興課におきましては、公益的施設3施設の木質化に必要な額を確保するとともに、認証材利用に対する助成の付増しや、湯ノ島に地場産材を活用した観光トイレの建設を行っています。		
48	水産業の振興について 信用漁業協同組合が行う運転資金の融資に対して利子補給するなど、利率の軽減を行うこと。	運転資金については、法令等に基づく政策的資金についてのみ利子補給を実施しており、その他の借入金については予定していません。	経済局	水産漁港課
49	環境保全について 南アルプスなど、登山道の案内板を整備すること。	登山者の利便性向上を図るため、必要に応じ、修繕及び案内表示等維持管理を行うことにより、登山者の安全確保に努めてまいります。	経済局	中山間地振興課
50	環境保全、登山者の利便性向上となるトイレの適切な設置をさらにすすめること。	中山間地域のトイレについては、自然環境の保全や登山者の利便性向上はもとより、オクシズに来訪される観光客へのおもてなし環境の向上のため、計画的に整備を進めてまいります。	経済局	中山間地振興課
51	公共交通の整備について ①バス路線は循環線や東西・南北線の充実など、市民要求にそって、路線改善を事業者にもとめること。	バス路線を確保するため、不採算路線への補助金交付や、バス事業者の撤退などにより交通手段のない地域への自主運行バスを実施し、移動手段の確保に取り組んでいるところです。 しかしながら、全国的な問題である運転士不足や利用者の減少などから、バス事業者は路線の廃止や減便などの対策を行わざるを得ない状況です。 本市といたしましても、このような状況の中で、路線の維持や利用促進などについて事業者と継続的に協議を行っています。	都市局	交通政策課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
52	②従来のバス路線廃止区域や高台など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスをすすめること。	交通不便地域では、地域と市が連携し、地域交通の確保・維持に取り組んでいます。 交通弱者の最寄の公共交通機関までの移動手段を確保する「地域交通弱者対策事業」を実施する地域団体への補助金などで、地域の取組みを後押ししています。	都市局	交通政策課
53	市営住宅の拡充整備について ①子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者の入居対策を早期にすすめ家賃減免制度を拡充すること。	高齢者、障がい者、生活困窮者に対する家賃減免はしていますが、更なる制度の拡大については考えておりません。 なお、建替え等における団地の再編の際は子育て世帯等に配慮した整備を検討してまいります。	都市局	住宅政策課
54	②アセットマネジメント計画による市営住宅の削減は、実態に合わせ見直すこと。	市営住宅総資産量の適正規模は、過去における入居率や応募状況から現状の需要状況、国の住生活基本計画に示された「公営住宅の供給の目標量の設定の考え方」に基づく要支援世帯数等から推計したものです。今後も、社会情勢等を踏まえた検証が必要であると考えています。	都市局	住宅政策課
55	民間賃貸住宅の家賃補助を創設すること。	高齢者向けの優良賃貸住宅について、家賃低廉化（家賃の一部を補助）事業を実施していますが、新たな制度創設は考えておりません。	都市局	住宅政策課
56	日本平山頂整備事業は、名勝地にふさわしい自然をいかした公園として見直し縮小すること。	日本平山頂公園整備事業は、文化庁と協議し、名勝地として相応しい、自然を活かした公園として整備しています。	都市局	公園整備課
57	歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。	平成30年度は、バリアフリー基本構想に基づく「主な生活関連経路」として、ＪＲ清水駅、ＪＲ草薙駅、ＪＲ安倍川駅周辺地区において、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道整備を実施して参ります。その他地域からの要望箇所については、現地確認を行い、対応を検討していきたいと考えております。	建設局	道路保全課
58	急傾斜地崩壊対策は、国・県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。	市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が654箇所ある中、関連機関である国・県へ強く働きかけた結果、現在、300箇所が対策済みであり、整備率は県平均35%に対し、45.9%と上回っております。しかし、依然として半数を下回っている状況の為、残り約350箇所についても今後、市民の安心安全を確保出来るよう、当該事業の更なる整備促進に向け引き続き強く要望してまいります。	建設局	建設政策課
59	土砂災害対策を抜本的に強化すること。	当該事業は国、県が事業主体にある中、本市単独の抜本的な対策は難しいところであります。しかし本市は、急峻な地形を有する山間地域を抱えているため、地域住民へ危険箇所を周知し防災意識の向上を図るほか建設局が管理する道路についてパトロールや道路法面点検、点検に基づく災害防除事業など、災害を未然に防ぐ対策を推進することで、市民の安心安全を確保してまいります。	建設局	建設政策課 道路保全課 及び各道路整備課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
60	消防力の整備・強化について 消防団の定員確保に努め、特に女性消防団員が活動しやすい環境づくりや施設整備をすすめること。	消防団員の確保対策としましては、消防団活動の情報発信に努め「静岡市消防団 公式フェイスブック」の活用、「カラーガード隊」による地域に密着した各種イベント、大学の学園祭等への出演等により、学生や女性でも入りやすく、活動しやすい消防団として消防団の「イメージアップ」を図り広報強化に努めており、女性消防団員は前年に比べ10名の増員となっております。 女性消防団員の環境につきましては、分団庁舎のトイレ、更衣室など女性用施設の整備は、原則として、建て替え時に男性用と女性用別々のトイレを設置することとしております。なお、更衣室につきましては、従来から分団庁舎に設置されておりましたが、女性消防団員の活動に配慮し、更衣室として部屋を多目的に使用できるよう、内鍵を設置するなど整備を進めています。	消防局	前段： 警防課 後段： 警防課 財産管理課
61	消防団への報酬支払い方法は、規定に従い団員への直接支払いとすること。	支払い方法の変更につきましては、昨年度、73の代表口座で代理受領者となっている各分団長等を対象に支払い方法の変更希望等を含め、意見・要望等のアンケート調査を行った結果、個人口座への振り込みを希望する分団長等がいなかったため、団本部会議において、従前どおり、73の代表口座への支払い方法とすることに決定・了承されています。 消防団は、団長をトップに独立した組織として、各地域の分団長を中心に活動していることから、今回の決定事項を、尊重してまいりたいと、考えております。	消防局	警防課
62	下水道受益者負担金は都市計画税と二重徴収であり、やめること。	下水道は、整備された地域の住民だけが使用可能になるという、特別な利益を受けるものです。 受益者負担金は、その利益を受ける限度において都市計画法第75条に基づき、事業費の一部をご負担いただくもので、誰もが利用できる道路や公園整備の費用に充てる目的税である都市計画税とは性質が異なります。 受益者負担金が都市計画税と二重課税であるか否かについては、過去の判例においても二重課税には当たらず、受益者負担金は妥当であるとの判断がなされています。 よって、受益者負担金を廃止することは考えておりません。	上下水道局	下水道総務課
63	浸水対策プランを早期かつ着実に推進すること。	本市の浸水対策は、浸水対策推進プランに基づき対策を進めており、浸水被害が大きかった市内41地区を、土木部と下水道部が、主務部局となって、対策を行っています。 進捗状況については、雨水幹線やポンプ場など基幹施設対策として、これまでに41地区のうち21地区が完了しています。 平成30年度も引き続き、関係部局との連携を密にし、11地区の工事について着実な事業の推進を図ってまいります。	上下水道局	下水道計画課
64	教育予算増額、どの子にもわかる授業推進について ①「静岡式35人学級」のもとで正規教員を増員すること。	静岡市型35人学級編制につきましては、平成29年度4校、30年度2校で、効果検証事業を実施しております。現在、効果分析を行っており、今後の静岡市型35人以下学級編制の在り方につきましては、引き続き検討してまいります。	教育局	教職員課

No.	要望事項	対応状況	担当局	担当課
65	小中高校での平和教育をいっそうすすめること。児童・生徒の広島・長崎への派遣事業を実施すること。	小中学校では社会科や道徳の授業等で、平和について考えたり、学びを深めたりしています。広島への修学旅行については本年度1校（中学校）が実施しております。 なお、静岡市立高等学校普通科では、選択制で過半数の生徒が沖縄での平和学習に取り組んでいます。	教育局	学校教育課 教育総務課
66	特別支援教育について ①特別支援学級の単位は6人とすること。	多学年の児童・生徒が在籍する自閉症・情緒障害学級において、授業準備等が困難になっている現状は把握しています。そこで、学級編制の標準を引き下げ、7人や6人につき教員1人が配置されるよう、法改正を国に対して要望しております。	教育局	教職員課
67	② 学校現場の実態に即した特別支援教育支援員の人員を確保すること。	平成30年度は、8人を増員した199人の特別支援教育支援員と、さらに医療的ケアを必要とする児童生徒を対象にした2人の看護師の配置を予定しています。	教育局	学校教育課 (特別支援教育センター)
68	教育費の保護者負担軽減について 給付型奨学金制度について、対象・金額を抜本的に拡充し、篤志家による資金だけでなく市の制度として創設すること。あわせて、政府が示している対象・金額を抜本的に改めるよう国にもとめること。	本市では、教育費の保護者負担軽減を考え、無利子で貸与する育英奨学金制度を設けております。 また育英奨学金には、大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）を卒業後に静岡市の市民税（所得割）を完納するなどの条件を満たした場合、最大で返還額の1/2を免除する返還免除制度もあります。 さらに、平成29年度からは給付型の篤志奨学金との併用も可能としました。 給付型の篤志奨学金については、他都市の状況や、奨学金利用者の状況を見極めながら研究していきたいと考えております。	教育局	児童生徒支援課
69	学校給食について ① 学校給食費は無償化（当面半額）すること。	学校給食費は、学校給食法により、経費の区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費などは設置者の負担、食材費である学校給食費は保護者の負担とされております。このため、本市では、学校給食費は保護者の負担とさせていただいております。	教育局	学校給食課
70	② 学校給食は、大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式にきりかえること。	本市の学校給食は、平成18年11月の庁議において、学校給食施設の整備方針を、センター方式で統一して整備していく旨決定しています。 安心・安全な給食提供の実現を目指し、将来の児童・生徒数の推移などを考慮してセンター化を進めると共に、老朽化した学校調理施設については、予算の範囲内で修繕を行っていく予定です。	教育局	学校給食課
71	③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持し、老朽化した学校調理施設を整備していくこと。			

内田 リゅうすけ (清水区)

鈴木 せつ子 (葵区)

寺尾 昭 (駿河区)

杉本 まもる (葵区)

望月 賢一郎 (清水区)

－ 日本共産党静岡市議会議員団 －

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

T E L 054-254-2111 (内線 4541)

F A X 054-272-4695

Eメール yksf5@jcpss.jp

ホームページ <http://www.jcpss.jp/>
